

第百八十六回国
会

参議院文教科学委員会会議録第十号

平成二十六年四月十七日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月八日

辞任

新妻 秀規君

補欠選任

秋野 公造君

四月九日

辞任

二之湯武史君

補欠選任

武見 敬三君

堀内 恒夫君

江崎 孝君

秋野 公造君

和田 政宗君

四月十日

辞任

石井 浩郎君

補欠選任

吉田 博美君

島尻安伊子君

武見 敬三君

四月十一日

辞任

吉田 博美君

補欠選任

石井 浩郎君

四月十四日

辞任

二之湯武史君

補欠選任

柘植 芳文君

四月十五日

辞任

柘植 芳文君

補欠選任

二之湯武史君

四月十六日

辞任

櫻井 充君

補欠選任

磯崎 哲史君

藤巻 健史君

中山 恭子君

出席者は左のとおり。

委員長

丸山 和也君

理 事

石井 浩郎君

二之湯武史君

大島九州男君

松沢 成文君

委 員

上野 通子君

衛藤 晟一君

中曾根弘文君

橋本 聖子君

堀内 恒夫君

水落 敏栄君

石橋 通宏君

磯崎 哲史君

斎藤 嘉隆君

那谷屋正義君

新妻 秀規君

矢倉 克夫君

田村 智子君

中山 恭子君

柴田 巧君

国務大臣

文部科学大臣

下村 博文君

副大臣

文部科学副大臣

西川 京子君

事務局側

常任委員会専門員

美濃部寿彦君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(丸山和也君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、和田政宗君、江崎孝君、藤巻健史君及び櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として松沢成文君、斎藤嘉隆君、中山恭子君及び磯崎哲史君が選任されました。

○委員長(丸山和也君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が三名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に石井浩郎君、二之湯武史君及び松沢成文君を指名いたします。

○委員長(丸山和也君) 著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。下村文部科学大臣。

○国務大臣(下村博文君) この度、政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の著作権制度については、これまで逐次整備を進めてまいりましたが、文化芸術立国、知的財産立国の実現に向け、一層の充実が必要となつていくとともに、著作権法制における国際的な協調の必要性が高まっております。

この法律案は、インターネットその他の新たな情報伝達手段の発達に伴い、電子書籍が増加する一方、インターネット上の違法流通が広がっていることに対応し、紙媒体による出版文化の継承・発展と健全な電子書籍市場の形成を図り、我が国の多様な出版文化の更なる進展に寄与することを目的として、電子書籍に対応した出版権の整備を行うものであります。

また、この法律案は、俳優や舞踊家等が行う視聴覚的演技に関する国際的な保護制度の改善を図るため、世界的な視聴覚的演技に関する北京条約の締結のため必要な措置を講じるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、出版者がいわゆる電子出版について著作権者から出版権の設定を受け、インターネットを用いた無断送信等を差し止めることができるよう、紙媒体による出版のみを対象としている現行出版権制度を見直し、電子書籍をインターネット送信すること等を引き受ける出版者に対して、出版権を設定できることとしております。

あわせて、このような出版権を設定した場合の出版権の内容、出版の義務、出版権の消滅の請求等について規定を整備するものであります。

第二に、著作権法による保護を受ける演技に、視聴覚的演技に関する北京条約の締結国の国民が行う実演を加えることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(丸山和也君) 以上で趣旨説明の聴取は

終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(丸山和也君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

著作権法の一部を改正する法律案の審査のため、来る二十二日午前十時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十四時四分散会

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、学校司書の法制化に関する請願(第一〇五五号)
一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第一〇七六号)(第一〇七九号)

第一〇五五号 平成二十六年三月三十一日受理
学校司書の法制化に関する請願
請願者 岡山市 横山洋平 外四百八十三名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六八九号と同じである。

第一〇七六号 平成二十六年四月一日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 滋賀県犬上郡甲良町 上田高志
外二万六千八百一十一名

紹介議員 有村 治子君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第一〇七九号 平成二十六年四月二日受理

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 京都府宇治市 柴田勉 外二万八千五百一十二名

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「をいう。」の下に「以下この項、次条第一項を、」を加え、「受けた者」の下に「若しくはその複製許諾(第八十条第三項の規定による複製の許諾をいう。第三十七条第三項ただし書及び第三十七條の二ただし書において同じ。)を得た者」を加える。

第四條第一項中「若しくはその許諾」の下に「(第六十三條第一項の規定による利用の許諾をいう。)を得た者若しくは第七十九條の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾(第八十条第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。次項、第三十七條第三項ただし書及び第三十七條の二ただし書において同じ。)を、」又はその許諾の下に「(第六十三條第一項の規定による利用の許諾をいう。)」を加え、同条第二項中「得た者」の下に「若しくは第七十九條の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者」を加える。

め、同条に次の一号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、視聽覚の実演に関する北京条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係る実演

第三十一條第二項中「第三十三條の二第四項においてを以下」に改める。

第三十七條第三項ただし書及び第三十七條の二ただし書中「受けた者」の下に「若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者」を加える。

第七十九條第一項中「第二十一條」の下に「又は第二十三條第一項」を加え、「複製権者」を「複製権等保有者」に、「その著作物を」を「その著作物について、」に、「又は」を「若しくは」に改め、「出版すること」の下に「(電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方法により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。次条第二項及び第八十一條第一号において「出版行為」という。又は当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この章において同じ。)を行うこと(次条第二項及び第八十一條第二号において「公衆送信行為」という。))」を加え、同条第二項中「複製権者」を「複製権等保有者」に改め、「その複製権」の下に「又は公衆送信権」を加える。

第八十條第一項中「頒布の目的をもつて」を削り、「著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利」を「著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部」に改め、同項に次の各号を加える。
一 頒布の目的をもつて、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利(原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。)
二 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利

り記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利

第八十條第二項中「の出版」を「の出版行為又は公衆送信行為(第八十三條第二項及び第八十四條第三項において「出版行為等」という。))」に、「複製権者」を「複製権等保有者」に、「当該著作物を」を「当該著作物について、」に、「複製する」を「複製し、又は公衆送信を行う」に改め、同条第三項中「出版権者は」の下に「複製権等保有者の承諾を得た場合に限り」を、「複製」の下に「又は公衆送信」を加え、「できない」を「できる」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第六十三條第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「著作権者」とあるのは「第七十九條第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第五項中「第二十三條第一項」とあるのは「第八十條第一項第二号に係る部分に限る。」と読み替えるものとする。

第八十一條中「出版権者は」の下に「次の各号に掲げる区分に応じを加え、次に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 前条第一項第一号に掲げる権利に係る出版権者(次条において「第一号出版権者」という。)
次に掲げる義務
イ 複製権等保有者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品若しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六月以内に当該著作物について出版行為を行う義務

ロ 当該著作物について慣行に従い継続して出版行為を行う義務
二 前条第一項第二号に掲げる権利に係る出版権者(次条第一項第二号において「第二号出版権者」という。)
次に掲げる義務
イ 複製権等保有者からその著作物について公衆送信を行うために必要な原稿その他の

原品若しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六月以内に当該著作物について公衆送信行為を行う義務

ロ 当該著作物について慣行に従い継続して公衆送信行為を行う義務

第八十二条第一項中「その著作物を出版権者があらためて複製する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その著作物を第一号出版権者が改めて複製する場合

二 その著作物について第二号出版権者が公衆送信を行う場合

第八十二条第二項中「出版権者」を「第一号出版権者」に、「あらためて」を「改めて」に、「つど」を「都度」に改める。

第八十三条第二項中「の出版」を「の出版行為等」に改める。

第八十四条第一項中「第八十一条第一号」を「第八十一条第一号（イに係る部分に限る。）又は第二号（イに係る部分に限る。）」に、「複製権者」を「複製権等保有者」に、「その出版権」を「それぞれ第八十条第一項第一号又は第二号に掲げる権利に係る出版権」に改め、同条第二項中「第八十一条第二号」を「第八十一条第一号（ロに係る部分に限る。）又は第二号（ロに係る部分に限る。）」に、「複製権者」を「複製権等保有者」に、「その出版権」を「それぞれ第八十条第一項第一号又は第二号に掲げる権利に係る出版権」に改め、同条第三項中「複製権者」を「複製権等保有者」に、「出版を」を「出版行為等を」に改める。

第八十六条第一項中「第三十三条の二第一項の下に」及び第四項を加え、「第三十七条第一項及び第三項を」第三十七条に改め、同条第二項中「第三十三条の二第一項の下に」若しくは第四項を加え、「第八十条第一項」を「第八十条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十一条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三

条の二第四項、第三十五条第二項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二（第二号を除く。）、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条の二並びに第四十七条の六の規定は、出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十五条第二項、第三十六条第一項及び第四十七条の二中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第四十七条の六ただし書中「著作権」とあるのは「出版権」と読み替えるものとする。

第八十七条中「複製権者」を「複製権等保有者」に改め、「限り、」の下に「その全部又は一部を」を加える。

第八十八条第一項第一号中「複製権」の下に「若しくは公衆送信権」を加える。

第百十四条第三項中「著作権者」の下に「出版権者」を、「その著作権」の下に「出版権」を加え、同条第四項中「著作権」の下に「出版権」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び次条の規定は、視聴覚的実演に関する北京条約（同条において「視聴覚的実演条約」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（著作隣接権に関する規定の適用）

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下この条において「新法」という。）第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）又は同条第五号に掲げる実演であつて、視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係るものに対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作

権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。次項において「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号）附則第二項の規定は、適用しない。

2 視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家（当該実演家に係る実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であつた者に限る。）に対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

（出版権についての経過措置）

第三条 この法律の施行前に設定されたこの法律による改正前の著作権法による出版権でこの法律の施行の際現に存するものについては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十六年四月二十四日印刷

平成二十六年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇